

四日市市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月28日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第15号

四日市市会計規則の一部を改正する規則

四日市市会計規則（昭和39年四日市市規則第25号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(収入予定の報告)</p> <p>第29条の2 主管の長は、歳入について、毎月25日までに、<u>1件当たりの調定金額が2,000万円以上と見込まれる翌月の収入予定を、会計管理者に報告しなければならない。</u></p>	<p>(収入予定の報告)</p> <p>第29条の2 主管の長は、歳入について、毎月25日までに<u>翌月分</u>の収入予定を、会計管理者に報告しなければならない。<u>ただし、1件の調定金額が200万円以下の歳入については、この限りでない。</u></p>
<p>(会計管理者への協議)</p> <p>第30条 支出負担行為をしようとするときは、<u>次の各号に掲げるものを除き、あらかじめ、その理由等を明らかにした書類をもって会計管理者に協議しなければならない。当該支出負担行為を変更又は取消しをしようとするときも、同様とする。</u></p>	<p>(会計管理者への協議)</p> <p>第30条 支出負担行為をしようとするときは、その理由等を明らかにした書類をもって<u>執行前に</u>会計管理者に協議しなければならない。<u>ただし、四日市市事務専決規程(昭和35年四日市市訓令甲第7号)別表第1及び別表第2に定める事項のうち、部長及び課長専決区分に掲げる事項及び債務負担行為のうち初年度に債務負担が確定したものの次の年度以降分については、この限りでない。</u></p>
<p>(1) <u>四日市市事務専決規程(昭和35年四日市市訓令甲第7号)別表第1及び別表第2に掲げる事項のうち、専決区</u></p>	

分が部長又は課長であるもの

(2) 債務負担行為のうち初年度に債務負担が確定したものの次の年度以降  
分

2 会計管理者は、前項の規定による協議に当たっては、第38条第1項第1号から第3号まで及び第6号に掲げる事項を確認し、適当と認められないものについては、理由を付して、これを返付しなければならない。

(支出命令)

第31条 (略)

2 前項の支出命令書には、債権者の請求書のほか四日市市予算の編成及び執行に関する規則(昭和39年四日市市規則第20号)別表第1及び別表第2に掲げる支出負担行為に必要な書類、検査書その他支出を証明する書類を添えなければならない。

3 (略)

(受領委任等)

第37条 (略)

2 前項の委任状には、請求又はその請求に係る金額の領収に用いる代理人の印鑑と同一の印鑑を押さなければならない。ただし、代理人が、口座振替の方法により、請求に係る金額の領収のみをしようとするときは、この限りではない。

3 (略)

(支出命令)

第31条 (略)

2 前項の支出命令書には、債権者の請求のほか四日市市予算の編成及び執行に関する規則(昭和39年四日市市規則第20号)別表第1支出負担行為整理区分表及び別表第2支出負担行為等の整理区分表に定める支出負担行為に必要な書類、検査書その他支出を証明する書類を添えなければならない。

3 (略)

(受領委任等)

第37条 (略)

2 前項の委任状には、代理人の承諾の旨を記載し、かつ、請求又はその請求に係る金額の領収に用いる代理人の印鑑と同一の印鑑を押さなければならない。

3 (略)

(支出負担行為の確認及び支出命令の審査)

第38条 会計管理者又は出納員は、支出命令を受けた場合には、次の各号に掲げる事項について確認及び審査し、適当と認められないものについては、理由を付して、支出命令書を発行した主管の長に返付しなければならない。

(1) 支出負担行為が明らかに無効又は違法でないこと。

(2) 予算額及び予算配当額を超過していないこと。

(3) 所属年度及び歳出科目に誤りがな  
いこと。

(4) 支出負担行為に係る債務が確定していること。ただし、資金前渡又は概算払の方法による場合は、この限りでない。

(5) 債権者のための支出であること。

(6) 金額の算定に誤りがないこと。

(7) 支払方法及び支払時期が適法であること。

2 前項の規定による確認及び審査は、第31条第2項に規定する書類により行うものとする。

(支出命令書の審査及び支出負担行為の確認)

第38条 会計管理者又は出納員は、支出命令書の送付を受けたときは、次の各号に掲げる事項について審査しなければならない。

(1) 所属年度及び支出科目に誤りがな  
いこと。

(2) 予算の目的に違反していないこと。

(3) 予算額及び予算配当額を超過して  
いないこと。

(4) 金額の算定に誤りがないこと。

(5) 契約締結方法等が適法であること。

(6) 支払方法及び支払時期は適法であること。

(7) 法令等に違反していないこと。

(8) その他必要と認める事項

2 会計管理者又は出納員は、前項の審査に際し、関係書類その他必要なものにより支出負担行為の確認を行うほか、関係職員にその内容及び債務の確定についての説明を求め、必要があると認める場合は、契約の履行の際に支出負担行為の確認をしなければならない。

(支出金の公金振替の範囲及び手続)

第62条 (略)

2 会計管理者は、前項の規定により支出命令を受けたときは、第38条の規定の例により確認及び審査し、適当と認めたときは、指定金融機関等にこれを振り替えさせなければならない。この場合において、納入に関する通知書等が発行されているものについては、これを添付しなければならない。

3 (略)

(前渡資金の精算)

第69条 資金前渡職員は、次の各号の区分により精算書を作成し、これに領収書その他の証拠書類を添えて出納員に提出しなければならない。

(1)から(3)まで (略)

(4) 前渡資金の性質上特に必要があると市長が認めたものにあつては、前各号の規定にかかわらず、各会計年度の期間内で別に定める期限

2及び3 (略)

(前金払)

第74条 令第163条第8号の規定に

3 前2項により審査確認の結果、適当と認められないものについては、その命令に係る書類に、理由を付して支出命令書を発行した主管の長に返付しなければならない。

(支出金の公金振替の範囲及び手続)

第62条 (略)

2 会計管理者は、前項の規定により支出命令を受けたときは、第38条の規定の例により審査し、適当と認めたときは、指定金融機関等にこれを振り替えさせなければならない。この場合において、納入に関する通知書等が発行されているものについては、これを添付しなければならない。

3 (略)

(前渡資金の精算)

第69条 資金前渡職員は、次の各号の区分により精算書を作成し、これに領収書その他の証拠書類を添えて出納員に提出しなければならない。

(1)から(3)まで (略)

2及び3 (略)

(前金払)

第74条 令第163条第8号の規定に

基づき、前金払をすることができる経費は、次の各号に掲げるものとする。

(1)から(3)まで (略)

(4) 土地又は家屋の借料

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(支出予定の報告)

第82条 主管の長は、支出負担行為の確定した経費の支出について、毎月25日までに、1件当たりの支出命令の金額が2,000万円以上と見込まれる翌月の支出予定を、会計管理者に報告しなければならない。

2及び3 (略)

基づき、前金払をすることができる経費は、次の各号に掲げるものとする。

(1)から(3)まで (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(支払予定報告書)

第82条 主管の長は、支出負担行為の確定した経費の支出について、毎月25日までに翌月分の支出予定を、会計管理者に報告しなければならない。ただし、2,000万円以下の経費については、この限りでない。

2及び3 (略)

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(会計管理室)